



平成 27 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 藤 久 株 式 有 限 公 司  
FUJIKYU CORPORATION  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 後 藤 薫 徳  
(コード：9966 東証第一部・名証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 樹 神 雄 二  
(TEL 052-774-1181 代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年9月開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多角化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営に対する監督機能の充実及び今後の経営基盤の強化を図るため、取締役の員数の上限を、10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第31条の新設及び定款第40条の改正を行うとともに、条数の繰り下げを行うものであります。  
なお、定款第31条の新設については、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (条文省略) (目 的)	第1条 (現行どおり) (目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (条文省略) (新設)	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (現行どおり) <u>(17) フランチャイズシステムによる加盟者募集及び加盟者の指導。</u>
(17)～(18)	(18)～(19) (現行どおり)
第3条～第20条 (条文省略) (員 数)	第3条～第20条 (現行どおり) (員 数)
第21条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第21条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第22条～第30条 (条文省略)	第22条～第30条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第31条～第39条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金360万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、<u>当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として、責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第32条～第40条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第42条～第45条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年9月25日(金曜日)

定款変更の効力発生予定日 平成27年9月25日(金曜日)

以 上